

3-3 共益費

(1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理（ア～エ）及び他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合等（オ）は、東京都がみなさんに代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。

この費用は、住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

ア エレベーターの保守管理費

エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管及び横引管をへて屋外の第1ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟のみなさん全員の希望により、東京都に清掃申込があった団地に限られます。

ウ 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の電気料金、水道料金の支払や電管球交換、草刈り、中低木の刈込み・せん定、落葉清掃のうち、みなさんに代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて1か月1世帯500円～6,000円程度かかります。

エ 有線情報システムの維持管理費

オ 下記（2）のうち、みなさんに代わって東京都が実施することとした場合の費用

(2) 自治会等（みなさんが決定した会計責任者）が徴収するもの

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記のア～カの項目などは、みなさんが負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります（自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。）ので、必ずお支払いください。

この費用は1か月1世帯約1,500～5,000円程度かかります。

※自治会等「入居者」が決定した維持管理方法等及びお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

ア 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金及び設備内容によりガス、上下水道料金

イ 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、及びU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

エ ゴミ処理（未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む）及び消毒に要する費用

オ 児童遊園、広場及び道等の清掃、除草並びに樹木の枝下などに要する費用

（注）上記の料金のなかで、団地全体（例 街路灯等）と棟ごとに（例 エレベーター等）負担するものがあります。

カ その他、自治会等（入居者）が決定した維持管理に要する費用